

○古河市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業者
の指定等に関する要綱

平成29年2月14日

告示第44号

改正 平成30年9月4日告示第240号

令和元年9月26日告示第223号

令和3年8月11日告示第219号

(趣旨)

第1条 この告示は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)及び介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「法施行規則」という。)に定めるもののほか、古河市介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」という。)における指定事業者の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第2条 法第115条の45の5第1項の規定による申請は、介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定申請書(様式第1号)により行うものとする。

2 前項の申請は、別表に掲げる書類その他市長が必要と認める書類を添付して行うものとする。

3 第1項の申請は、事業開始予定日の1箇月前までに行うものとする。

(指定事業者の指定)

第3条 市長は、前条第1項の申請があった場合は、法第115条の45の5第1項の規定に基づき指定の適否を審査するものとする。

2 市長は、前項の規定により審査した結果、事業者の指定を行うときは介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定通知書(様式第2号)により、指定を行わないときは介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定申請却下通知書(様式第3号)により、当該申請をした者に通知するものとする。

3 法施行規則第140条の63の7の規定による指定事業者の指定の有効期間は、6年とする。ただし、当該指定事業者が、指定訪問介護事業者、指定通所介護事業者又は指定地域密着型通所介護事業者(以下この項において「指定訪問介護事業者等」という。)の指定を併せて受け、かつ、前条第1項又は第6条第1項の申請に係る事業と指定訪問介護、指定通所介護又

は指定地域密着型通所介護の事業とを同一の事業所において一体的に運営する場合において、指定事業者の指定の有効期間の短縮を申し出たときは、当該一体的に運営する指定訪問介護事業者等の指定の有効期間の満了日までとする。

- 4 第1項の規定により指定を受けた者（以下「指定事業者」という。）は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に表示するものとする。

（指定の拒否）

第4条 前条第1項に規定する指定事業者の指定については、当該事業者を指定することにより、市における地域支援事業の円滑かつ適切な実施に際し支障が生じるおそれがあると認められる場合においては、これを行わないことができる。

（変更の届出等）

第5条 指定事業者は、指定の申請事項の変更があったときは、介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者変更届出書（様式第4号）を10日以内に市長に届け出なければならない。

- 2 指定事業者は、当該指定に係る事業を廃止し、又は休止しようとするときは、介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者廃止・休止・再開届出書（様式第5号。次項において「廃止等届出書」という。）をその廃止又は休止の日の1箇月前までに市長に届け出なければならない。

- 3 指定事業者は、当該指定に係る事業を再開したときは、廃止等届出書を10日以内に市長に届け出なければならない。

（指定の更新）

第6条 指定事業者は、法第115条の45の6第4項の規定により準用する法第115条の45の5第1項の規定により指定の更新を受けようとするときは、介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定更新申請書（様式第6号）に関係書類を添えて、当該指定の有効期間の満了の日の3箇月前までに市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があった場合において、事業所の指定の更新を行うときは介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定更新通知書（様式第7号）により、指定の更新を行わないときは介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定更新申請却下通知書（様式第8号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

(指定の取消し等)

第7条 市長は、法第115条の45の9の規定により、指定事業者の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定事業者の指定の全部若しくは一部の効力を停止したときは、介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定取消・効力停止通知書(様式第9号)により当該指定事業者に通知するものとする。

(事業者情報の公表及び提供)

第8条 市長は、第3条第2項の規定による指定、第5条各項の規定による届出の受理、第6条第2項の規定による指定の更新又は前条の規定による指定の取消し若しくは指定の効力の停止(以下「指定等」という。)をしたときは、当該指定等に係る事業者に関する情報のうち次に掲げる事項を公表するとともに、茨城県、国民健康保険団体連合会(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。)その他の機関に対して、提供することができる。

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 事業所の指定の申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所
- (3) 指定年月日
- (4) 事業開始年月日
- (5) 運営規程
- (6) 介護保険事業所番号
- (7) その他市長が適当と認める事項

(補則)

第9条 この告示に規定するもののほか、総合事業における指定第1号事業者の指定等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この告示の施行の日以後に開始する指定等に関する必要な手続その他の行為は、この告示の施行の前においても、行うことができる。

附 則(平成30年告示第240号)

(施行期日)

1 この告示は、平成30年9月5日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の古河市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業者の指定等に関する要綱に規定する様式用の紙で、現に残存するものについては、当分の間、所要の補正をし、これを使用することができるものとする。

附 則 (令和元年告示第223号)

(施行期日)

1 この告示は、令和元年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の古河市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業者の指定等に関する要綱別表の規定は、施行日以後の申請から適用し、同日前の申請については、なお従前の例による。

附 則 (令和3年告示第219号)

(施行期日)

1 この告示は、令和3年8月11日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、この告示による改正前の古河市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業者の指定等に関する要綱に規定する様式用の紙で、現に残存するものについては、当分の間、所要の補正をし、これを使用することができるものとする。

別表 (第2条関係)

添付書類名	介護予防訪問サービス	家事応援型訪問サービス	家事応援型訪問サービス 備考1	介護予防通所サービス	ミニデ イ型通 所サー ビス	ミニデ イ型通 所サー ビス 備考1
指定に係る記載事	○	○	○	○	○	○

項						
事業所所在地以外の場所で一部サービス事業を実施する場合の記載事項	○	○	○	○	○	○
登記事項証明書の原本（指定を受けようとする日から3箇月以内に発行されたもの）	○	○		○	○	
申請者の組織体制図	○	○	○	○	○	○
従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表	○	○	○	○	○	○
従業員の免許証等の写し	○	△ 備考2	△ 備考2	○	△ 備考2	△ 備考2
従業員の雇用契約	○	○	○	○	○	○

書の写し						
サービス提供責任者・訪問事業責任者経歴書	○	○	○	—	—	—
事業所の位置図、平面図及び現在の写真	○	○		○	○	○
運営規程	○	○	○	○	○	○
利用者からの苦情処理に講ずる措置の概要	○	○	○	○	○	○
設備、備品等一覧	○	○		○	○	○
介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者等に係る誓約書	○	○		○	○	
従業者の一覧表	○	○	○	○	○	○
介護予防・日常生活支援総	○			○	○	○

合事業費 算定に係 る体制等 に関する 届出書						
介 護 予 防・日常生 活 支 援 総 合 事 業 費 算 定 に 係 る 体 制 等 状 況 一 覧 表	○			○	○	○
そ の 他 指 定 に 関 し 必 要 と 認 め る 事 項	○	○	○	○	○	○

備考

- 1 介護予防訪問サービス又は介護予防通所サービスの指定を受けている指定事業者が、家事応援訪問サービス又はミニデイ型通所サービスの指定を受ける場合には、添付書類の一部を省略できる。
- 2 免許証等には市の定める一定研修の修了証を含み、該当者がいない場合は、提出を免除する。